

令和 6 年度 湯河原町議会
議会報告会報告書

1	令和6年度湯河原町議会報告会概要	……	1	～	3
2	意見交換会概要	……	4	～	12
3	アンケート結果	……	13	～	15
4	配付資料	……	16	～	41
5	写 真	……	42	～	44
6	参考資料	……	45	～	47

令和6年度湯河原町議会報告会概要

1 日 時 令和7年3月27日（木）午後6時～午後6時50分

2 場 所 湯河原町防災コミュニティセンター205会議室

3 出席者 町議会議員 14人
議会事務局職員 3人

4 参加者 18人

- (1) 城堀地区 2人
- (2) 土肥地区 1人
- (3) 門川地区 1人
- (4) 鍛冶屋地区 2人
- (5) 吉浜地区 3人
- (6) 中央地区 3人
- (7) 川堀地区 4人
- (8) 真鶴町 1人
- (9) 新聞社 1人

5 報告事項

(1) 総務文教・福祉常任委員会所管事務調査の報告

- ア 沖縄県与那原町「役場新庁舎の在り方について」
- イ (株)オキジモ「ライドシェアについて」
- ウ 沖縄県中城村「子ども第三の居場所について」

(2) 環境・観光産業常任委員会所管事務調査の報告

- ア 和歌山県白浜町「ワーケーションとサテライトオフィスについて」
- イ 大阪府泉南市「りんくう公園整備事業について」
- ウ 大阪府高石市「スポーツ振興くじを利用した公共施設整備について」

6 報告事項に関する質疑

(1) 総務文教・福祉常任委員会所管事務調査の報告（室伏寿美夫委員長）

ア ㈱オキジモ「ライドシェアについて」について

Q 非営利型ライドシェアという仕組みは、無報酬で運行されているとのことだが、それが本当に地域に根付くのか。また、湯河原町での導入検討には早すぎるのではないか。

A 非営利型ライドシェアは、移動にかかった実費（燃料費や高速道路代など）を同乗者と折半する形式で、国が認めているモデル。現在はあくまで視察報告であり、導入を前提とするものではない。湯河原町における公共交通の今後のあり方を検討する中での一例として紹介させていだいた。

Q この報告は総務文教・福祉常任委員会の全体の中の一部とのことだが、バスの便など、町民にとってより切実な公共交通の課題についての視察は行われなかったのか。

A 今回の視察では庁舎のあり方や子どもの居場所とあわせて、ライドシェア事業を取り上げた。バス問題については、委員会内で定例的に議論・報告されており、並行して検討を続けている。視察は必ずしも行政からの要請によるものではなく、議会としての自主的な課題意識に基づいて行っている。

Q 委員会として、非営利型ライドシェアについてどのような意見の集約や結論が出ているのか。

A 現在は視察報告書を取りまとめている段階であり、委員会として具体的な方針を決定している状況ではない。委員それぞれの所見を集約した内容については、今後公開予定である。

Q 視察はいつ実施されたのか。また、沖縄という遠方を視察地を選んだのはなぜか。

A 令和6年10月に実施した。訪問先の選定は、場所ではなく視察内容の先進性を重視したもので、特にライドシェア事業の先進事例として沖縄の事例を選んだ。

イ 意見

- ・視察に目的意識が必要。費用をかけるからには実現性を見据えた提案がほしい。
- ・バス便の減少など喫緊の課題への具体的な対策を検討してほしい。

(2) 環境・観光産業常任委員会所管事務調査の報告（石井温委員長）

ア 大阪府泉南市「りんくう公園整備事業について」について

□ Q P F I 事業で設置される施設について、選定された事業者が自由に内容を決めることはできるのか。例えば、極端な話、カジノなどを設置することも可能なのか。

□ A 事業者は市が示した公募要件に従って提案を行うため、自由に事業内容を決定できるわけではない。あらかじめ定めた条件に適した提案のみが選定対象となっている。

□ Q 湯河原町でもこのような P F I 手法を使った整備は可能なのか。また、その構想は既にあるのか。

□ A 現時点で町として具体的に進めている構想はない。ただし、吉浜海岸から海浜公園にかけての一带整備など、民間活用の可能性があるエリアとして参考にはなると考えている。

□ Q 泉南市の P F I 事業では、市民への説明や意見収集はどのように行われたのか。

□ A 平成26年から検討が始まり、事業契約締結の平成30年度末までの間に市民向けの説明・周知が行われたと報告を受けている。

イ 意見

- ・湯河原には観光資源があるのだから、もっと大胆に外に開いた施策を。
- ・消滅可能性都市と言われる現実を踏まえた上で、町のビジョンを具体化すべき。
- ・一つ一つの事業ではなく、町全体をデザインするようなまちづくりを。

意見交換会概要

- 1 日 時 令和7年3月27日（木）午後6時55分～午後7時35分
- 2 場 所 湯河原町防災コミュニティセンター 202・203・204・206会議室
- 3 出席者 町議会議員 14人
Aグループ 笠原議員、渡辺議員、村瀬議員、土屋議員
Bグループ 早乙女議員、善本議員、山本議員
Cグループ 上田議員、松野議員、室伏議員
Dグループ 貴田議員、熊谷議員、石井議員、松井議員
- 4 参加者 18人
Aグループ 5人
Bグループ 5人
Cグループ 4人
Dグループ 4人
- 5 意見及び要望
 - (1) 役場庁舎の建て替えについて
 - ・建設費が高騰している今、建て替えるべきか疑問である。
→建設費の高騰は事実。ただし、これ以上の先送りは町民の安全上リスクが大きい。これまで後回しにしてきた反省も踏まえ、議論を進めるべきと考えている。
 - ・デジタル社会に合わせて、分散型の出張所で代替できないか。
→長期的にはその可能性もあるが、現状では町全体の業務を効率的に回すには一体型庁舎が必要。緊急時の対応拠点としても役割が大きい。
 - ・建て替えと改修の比較検討をしてほしい。
→必ずしも建て替えありきではない。委員会内でも今後、改修案との費用・効果の比較を含めて議論を深めていく予定
 - ・庁舎と他施設（図書館・保育園等）との複合化を検討してほしい。
→委員会内でも今後の議論対象とする予定。駅近施設との連携や再利用も含めて検討は可能であると考えている。

- ・庁舎は現在の耐震基準に合っているのか。

→第3庁舎だけは合っている。

- ・議会や行政に庁舎建て替えの青写真的なものはあるか。

→令和5年度の5月にすでに一度庁舎のあり方検討基礎調査がされている（ホームページに載っている）。令和7～8年度にかけて基本計画策定予算が取ってある。

役場の機能だけだったら今後オンラインで済むことが増えるかもしれない。民間と連携して建設費を下げる方法を取っているところもある。

第一庁舎は建造物として歴史的価値があるので残した方がいいという考え方もある。

小学校、中学校や地域の会館の耐震整備を優先したので、庁舎建て替えは後回しになっていて、まだ庁舎建て替え段階ではない。

- ・例えば、南海トラフ地震で想定している強い揺れに耐えられない等、なぜここで庁舎の建て替えを検討しなければならないのか、具体的な目的が示されていない。そのため、どの程度の規模で庁舎の更新、または建て替えを行わなければならないのか町民は具体的な想像ができず、またそれらに対する優先順位等も付けられない。目的が示されていない中でアンケートだけ取っても無駄なのではないかと思われる。

→湯河原町公共施設個別施設計画では、第1庁舎の標準的な建て替え時期が迫っていること、第1庁舎及び第2庁舎が旧耐震基準であることから、庁舎のあり方について、議論を行うことを出発点としている。

- ・庁舎は防災機能を考えて造って欲しい。音楽ホール等を合わせた中で、より良い施設にして欲しい。

→まさしく、そこに関して総務文教・福祉常任委員会で行政視察をした。

- ・新庁舎検討委員会の設置や、湯河原町役場庁舎のあり方に関するアンケートの実施について、知らない町民が多い。

- ・庁舎だけを考えずに、図書館等施設の老朽化も頭に入れて計画してほしい。

- ・米岡さんが町長の時から、いろんな部署がバラバラになっているのは不便。さらに講演会ができる場所も欲しいと40年前から言い続けてきた。駅の近辺でまとめてほしい。

(2) 宿泊税の導入について

- ・観光イメージに悪影響ではないか。物価高の中で導入すべきか。

→全国的に導入が進んでいる背景もあり、長期的な視点では早期導入が有利と考える議員もいる。ただし慎重な検討が必要である。

- ・宿泊業者の負担が大きすぎるのではないか。

→観光業者からの意見聴取は必要不可欠。徴収の手間に見合う還元策や説明責任を果たす必要があると認識している。

- ・ゴミ処理などに使えないのはおかしい。

→宿泊税は観光目的に限定されるため現時点では不可。ただし、観光客用ゴミ箱の整備など明確な線引きがあれば一部対応できる可能性がある。

- ・観光ボランティアなど現場への支援を明確に。

→宿泊税の目的に合致する範囲での支援は可能。一般会計との役割分担を見直し、観光分野への活用強化も視野に。

- ・令和7年3月の総務文教・福祉常任委員会「宿泊税導入に関するアンケート結果」資料のまとめ方が丁寧で良かった。また宿泊客から宿泊税に関して肯定的な意見や、本町の観光地に対し温かい意見が多く、とても嬉しく感じた。

→宿泊税導入することで、今後旅行者が減少するかも知れないという懸念があったが、今回のアンケートにより、おそらくその懸念も払拭できるであろうという結果が得られたと考える。そのため、その安心材料を観光業者や町民へ早期に示していく必要がある。

- ・私は宿泊業をやっている、神奈川県初の取組は基本的には賛成。その財源の使い道を、「梅の宴」のおもてなしを充実させることに力をいれてほしい。一回来たらこりごりという意見が多い。

→観光に関して足りないことは力を入れていく。よりよい湯河原にするように努めていきたいと思う。

(3) 防災について

- ・エネルギーの地産地消（地熱発電）は可能か。

→以前担当者に確認したところ、湯河原町の地熱温度では発電が難しいとの回答があった。

(4) 公共交通について

- ・バスの本数がないことが問題。運転手不足であれば若い人を養成するなどしてほしい。電車が付くと同時に発車してしまうバスもあり、接続がうまく行っていない。乗り合いタクシー制度が効率的だと思う。

→町としてもバス会社に助成金を出している。

運転手不足については二種免許取得の助成金を検討している。

現在のバスについては民間なので、要望はできるが運行管理に口出しはできない。バス路線については一旦無くなったら復活は難しいと思われるので、短期的には現在の路線維持のための対策を考えると同時に、中長期的に別の手段を考えていく必要がある。

乗り合いタクシー制度も当初平日のみだったのが、土日也能用できるようになった。タクシー運転手の人手問題もあるが効率的に使えるれば便利だと思う。

- ・住民がバスに乗れないのは問題

→現状でバス問題を解決するのは難しい。運転手不足が大きな問題。箱根登山バスとしてはドル箱の箱根に集中したいというのが本音。「梅の宴」で登山バスはかなり利益を上げているが、それでも運転手不足。いろんなことができないか検討している。

→バス以外の別の方法を考えないといけない。観光客と住民と分けないといけない。

- ・高齢者になればなるほどバスの減便の問題は切実。バスしか移動手段がない人がどんどん増えてくる。ライドシェアを含めて公共交通を充実させないと町として機能していない。

→なんとしても手立てを考えたい。コミュニティバスに関しても運営してくれるのは箱根登山バスである。

(5) 助産院の湯河原町での不受入について

- ・なぜ湯河原では受け入れなかったのか。

→町が求めた書類等が整っていなかったことが理由と聞いている。議会として正式に協議されたことはない。

- ・今からでも町として応援すべきではないか。

→町の支援体制や制度整備も含めて、今後議論の場を持つことは可能。内覧会にも議員が訪問予定である。

(6) 長寿祝金について

- ・従来の支給するスタイルと、今度の改正でどれだけの予算負担を想定しているのか。

→従来は400万。改正により100万円になり、300万円減額となる。

- ・なぜ改正したのか。アンケートの結果はこのまま、さらに充実して欲しいという意見であったはず。この改正は発展的にとらえることはできない。アンケートの意味はなんだったのか。

→これからお祝い金対象者がどんどん増えていく。それをどうするということからスタートした。

- ・いままでの負担を減らしたいという発想なのか。

→再分配がコンセプト。同じような金額を高齢者福祉に活用している。お祝い金は減額するが、その分を他の福祉に活用したいという考えである。

- ・アンケートに関しても、他のことも充実させたいという結論に至ったのか。

→アンケートどおりになっていないが、他のことで使えないかという考えである。

- ・はっきり言うとお金がないということか。

→予算は限られているので充実した福祉を行いたい。

- ・与えられた使命の中で日本を支えてきた。100歳は戦争に行き、88歳は空襲を受けた。77歳は団塊の世代で高度経済成長を支えてきた。苦しい経験をした人たちに社会的にご苦労様でしたという意思表示をするべきだと思う。

(7) 湯河原駅前について

- ・ロータリーのタクシー側は空いている。バス側は各種送迎と個人の送迎が入り組んでバスが動けなくなっている。接触事故も発生している。なんらかの整備案を考えないといけない。

→ルール付けが必要だと思う。自家用車を入らないようにできないかと質問した時は、湯河原町民にとって当たり前になっているのを変えることは難しいと言われている。

(8) 教育について

- ・本町の小中学校の学力が低いように感じられるが、なぜ教育委員会は学力に関する調査結果等を公表しないのか。

→他の市町村と比較して、分析をしっかりと行ってほしいということをお願いしている。

(9) 図書館について

- ・学校図書館は少しずつ良くなっているが、現在の図書館を見る限り、行政も議員も図書館に関心が無いように見受けられる。また、図書館は不要と考えている議員がいるという噂を聞いたが本当か。

→デジタルの時代ではあるが、本の良さや活字の必要性は理解しており、学校図書館司書との連携や子どもたちへの読み聞かせ等、教育にも大きく寄与し知識の宝庫とも言える図書館は大切な施設であると認識している。図書館の建て替えを想定したときに、図書館が駅前にあることが最適かどうかという意見が曲解され、そのような噂となったのではないかと考える。

- ・図書館経営を民間委託する場合、一定の利点が存在する一方で、郷土資料など地域に即した選書が行われないという問題等があり、失うものも多いという現実を考慮しないといけない。

→例えば、海老名市の「T S U T A Y A図書館」などは、いわゆる都市型図書館であるため、そのような図書館が本町の規模や教育、風土にマッチするかどうか検証が必要だと思われる。

(10) 読書活動について

- ・本町から書店がなくなってしまった問題を町全体で考えていきたい。小規模で構わないので、大手書店の支店を本町へ呼び込むことはできないか。

→企業利益等を考慮すると実現が難しいのではないかとと思われる。だからこそ公立図書館の充実が求められる。

- ・本を購入したいという方のため、図書館や役場庁舎の一部スペースを利用して本の販売ができないか。

→図書館の運営を民間委託している一部自治体で実験的に実施している事例はあるが、行政主導で実現できるかどうかについては、今後も調査が必要である。

- ・学校司書が不足している。中学校1校と小学校3校を2人の司書で回している状況

→一部の議員からも話が上がっている。現状を調査し状況を把握した上で行政側と調整を図っていきたい。

- ・地域会館の一部スペースに、住民から集めた本を自由に読める場所を常設できないか。

(11) 名物、特産品について

- ・名物、特産品である温泉とみかんの本町への貢献度は示すことはできるか。
→数値で示すことは難しいと思われるが、費用対効果を測る上で客観的な検証は必要だと考える。

(12) 情報発信について

- ・ホームページや広報等の資料では、行政に関する検討状況がわかりづらい。特に検討委員会の検討状況がわかりづらいと感じられるため、今後どのように情報公開、また情報収集していくのか、行政・議会と町民がお互い工夫する必要があると考える。

(13) 意見の提案方法について

- ・町に意見を出したくてもどこに言ったらいいのかわからない。行政に訴えるか、議会に訴えるかわからない。
→ご意見やお困り事は、直接行政の担当課に言っていただくことも、議員を通してご相談いただくこともできる。町長はじめ行政側は執行機関で、議会は行政のチェックをする機関で提案はできる。

- ・以前あった町長相談室のように、町長が話を聞く場を設けて欲しい。
→町長は行政側なので、申し入れをさせてもらうことはできる。

(14) 議会報告会について

- ・所轄事務調査報告のような成果報告会を行う場合、背景や目的、狙い等を提示した上で、結果を報告した方が伝わりやすいと感じた。
→調査報告書の内容をどのように町民へ伝えることができるか、今後工夫が必要であると考ええる。

- ・湯河原町議会報告会実施要綱において、「報告会終了後は、議会運営委員会において評価及び総括を行う。」と書いてあるが行っているのか。また、「町政に対する意見提言で重要なものは、町長に通知する。」と記載があるが行われているのか。

- 従前の報告会では、当初予算の新規事業や重要政策に関することを報告会で報告して、意見とか質問をいただくのをメインでやっていて、それを行政側に報告することをしていたが、そういう報告会は行政がやることではないかという意見が出た。議会報告会のあり方についても検討をさせていただいているところでもあるが、今回そういった意見があったことは報告させていただく。

- ・町のあり方は多世代で考えていきたいため、若い世代にも参加してほしい。

- ・意見交換会は、発言しやすい雰囲気の中で要望や質問にもその都度回答があり、議論しやすい会であった。

(15) 常任委員会所管事務調査（視察）について

- ・総務文教・福祉常任委員会では、なぜ遠方の沖縄を選んだのか。
→非営利型ライドシェアという先進的な事例があったため。内容を重視して視察先を決定。三浦市なども調査対象には入っていた。
- ・視察にかかる費用が税金であることに疑問がある。
→議会費として予算化された中で実施しており、議員個人の視察積立金も活用。費用対効果や説明責任については今後さらに丁寧に対応したい。
- ・視察で何を学び、行政にどう伝えているかが不明である。
→視察先や内容は委員会で主体的に決定。行政への伝達や政策反映は委員会の中で継続的に行っている。報告内容の伝え方には改善の余地がある。
- ・10月に実施した所轄事務調査の報告を3月に行うのは、少し時期が遅い。
- ・湯河原に来て、景色の良いレストランができたらいいいという声が多い。海外沿いにイエローハットができてそれで良いのかね。せっかく景色の良い海があるのに、全然活用されていない。泉南市を参考にして欲しい。
- ・逆転ホームランのように湯河原が集客して賑わうようにして欲しい。
- ・移住サポーターをしている。以前は11名いたが現在は4名。移住サポーターからの提案がいくつかあったが、吉浜海岸に運動施設を造りたい。例えばフットサル場、テニス場等。町の幹部職員に提案したが、反応が悪かった。今の泉南市に関して吉浜海岸、さつきの郷等という話は我々の力になった。
→会派の中で夢の話を沢山している。その中で予算や規制に関してどのように克服して実現していくか話し合いを常に行っている。皆さんの意見を聞きながら施策を考えていきたいと思う。

(16) 議会、委員会などについて

- ・委員会としての総意が見えない。明確にしてほしい。
→委員会の意見は「委員会としての総意」として伝えることは可能。ただし、議会全体の意見とは異なる場合がある。
- ・議会としての姿勢や提案内容が住民に伝わっていない。

→議会基本条例に基づき、議会としての説明責任を果たすよう努めているが、報告のあり方は今後も改善していく必要があると認識している。

- ・委員会資料がホームページ上に公開されたことは、とても良いことだと思う。
- ・委員会資料や議事録からでは、会議中の議論の内容や決定に至るまでの経緯が理解しづらい。また町民は、すべての委員会の傍聴に参加できないため、委員会の内容を映像配信してほしい。
- ・令和7年3月の総務文教・福祉常任委員会「第2期湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン事業検証」における、「令和5年度総合戦略プラン事業検証シート」に総合戦略会議委員の意見が記載されていないのは残念である。

アンケート結果

(1) 報告会のあり方について

- ・行政の報告会にならないようにした点は評価できるが、今回の報告会は議会報告というより、視察報告会になっており、議会の動きがわかるものではありません。(資料もホームページ掲載資料より抜粋しているだけですよね。しかもライドシェアの資料にはページNoもうたれていないのに「～ページをご覧ください」では参加者は混乱する)
- ・せめて、視察をした内容を町にどう生かしていくかを検討した内容を報告してもらいたかった。
- ・時間が少ない。十分な議題ができない。
- ・資料を使っただけの説明は目でおおよそでいいとわかっていいです。
- ・町民の一番の問題を取り入れた形で交通手段の方法として検討している実情を説明した上で視察の報告(ライドシェアの報告)をしないと、のっけから視察報告しても、その意図が伝わってこない。
- ・もっと内容を咀嚼して報告して頂きたいです。
- ・実際に今何が議論されているのか、何が問題としてあるのか湯河原町のことを聞きたかったです。
- ・報告会の持ち方は、だんだん進歩していると思う。特に報告会と意見交換会の2部制にして議員個人の考えも聞くことができ、参加者の発言の機会も増えたこと、素晴らしいと思います。
- ・報告会の開催はとても有難いです。出席者が少ないのは残念ですが、定期的に行うしかないと思います。
- ・開催時間90分の有効活用を！質問も一人3～5分程度ではどうか。
- ・今回の報告会なら議会だけでいいのでは。
- ・年2回(問題提起、その結果の報告会)行ってほしい。
- ・若い人が参加出来る工夫は？私たちも誘います。
- ・コミュニティセンターや各会館の使用方法について議員(議会)は現状(住民の状況)をどのように把握し、それに対しどのように考え、どのように行政に働きかけているのか聞きたい。
- ・町の発展をどうするか(消滅都市にしない為)、具体策を示して下さい。
- ・観光事業を外部に発信して、外部人を受け入れる方策が必要です。
- ・町の掲示板や公報全戸配布について、議会は現状をどのように把握し、それに対しどのように考え、どのように行政に働きかけているのか聞きたい。
- ・庁舎の建て替え、図書館の建て替え、小中学校の統合について、その検討や推進をどういったやり方で進めようとしているのか聞きたい。例えばプロジェクトチームをつくって進めるとか、そのメンバーには誰を入れるとか町民の力をどのように活用していくとか。
- ・議員各位の仕事はどのように割り当てられているか。

(2) 内容について

- ・公共交通問題の一番の課題は運転手の減少によるバスの廃止です。この問題を解決すべく視察先をさがして行ってもらいたい。
- ・泉南市の視察についても湯河原町に生かせることはあるのか委員会での意見や反応を聞かせてもらいたかった。町の課題を前進していくための目的に沿って視察をしてもらいたい。
- ・視察報告をどう町の事業展開に結び付ける具体策が知りたかった。
- ・報告、関連のある内容をもっと含ませて話し合い、質問したいと実感（ライドシェアと町のバス問題）
- ・視察の報告は湯河原の現状との関係を説明してから報告してほしい。
- ・沖縄、泉南市について町予算規模から考えて、このような取り組みをする当初予算では、沖縄への防災予算、泉南市への航空防音の対策への国の予算をどれくらい支出されているのか。湯河原にそういう財政的、国県の支援があるのか否か。
- ・庁舎の件―入湯税は、民泊・ゴミはつかえない。
- ・「ライドシェア」のことを視察してきた件について話すなら「湯河原の公共交通の問題を検討していくのにあたって参考になる例を探していたらここ沖縄で実証実験をしている所があって…」と言った説明が必要だと思います。2件目の「公園」のことについても同様です。つまり報告事項の位置づけを言わないと聞いている側は理解がつかないと思います。
- ・議会報告会は何を報告すべきか模索している様ですが、町議会議員は町民の代表であり町（行政）の進めている施策の進捗状況を伝えるのは必要だと思います。その時、議会として、その施策に対しての見解・条件・注文などあればそれを説明したらどうでしょうか。
- ・事務調査は、誰の指示で、いつ・誰が・どこに・なんの目的で行ったものか。調査した全員の報告文を指示者に報告の結果どうなったか、記録に残してあるか。
- ・庁舎建て替えについて、庁舎のあり方に向けて平成29年から計画。令和7年1月から3月まで委員会が開催されている。長期間何の成果も見出していないのは、特段の理由があるのか。令和6年8月からアンケート調査が始まっている。このアンケートは何の為にやったものなのか。基本計画で庁舎建設について、その必要性が耐用年数から、事務所として狭いから、危険状態にあるなら（専門家の以降に従う）、その場合、どこに・どんな建物を・いつまでにを町の基本計画に入れたものを建設会社の3～4社の見積を取り、説明の上、アンケートなら理解する。

(3) 報告会の周知について

- ・町民に本日の報告会の実施を周知すること。出席者が少なかった。
- ・議会報告会の参加が少ないのが残念です。住民の問題でもあります。いかにかたくさんの方々にきていただけるか、議会側も工夫が必要と考えます。
- ・問題はたくさんあって、話を聞いて欲しい方は言いたりなくて時間が足りないのでしょうか。不満が多かったようです。

(4) 意見交換会について

- ・各会の話し合い、皆さん良い意見が出た。
- ・意見が沢山あって話しきれていないようでした。
- ・バスの利用される方が多いように感じました。役場の建て替え、宿泊税について、ほとんど話せませんでした。

(5) その他

- ・町の広報は、回覧板利用にしたらどうか。新聞をとっていない家が多い。
- ・町の掲示板などは少ないし、老朽化している。
- ・大規模海浜開発を検討されたと考えます。
- ・P F I 事業者を募る程の計画が出来ないか。
- ・議員の視察は、もっと湯河原町の実態に合った場所を検討してほしい。近いところで真鶴の公共バスの運行とか。
- ・学校司書の勤務を一日にして、朝読・職員会議に参加できるようにしてほしい。
- ・議会は町の次年度予算編成に係わっておられるか。
- ・現行議員14名制は平成28年に改正、当時の町民数は約28,000人。2025年3月現在約22,000人、住民数でなく別の基準もあるのか。議員の考え方は。

配 布 資 料

令和6年度 総務文教・福祉常任委員会所管事務調査

実施日 令和6年10月23日（水）～10月25日（金）

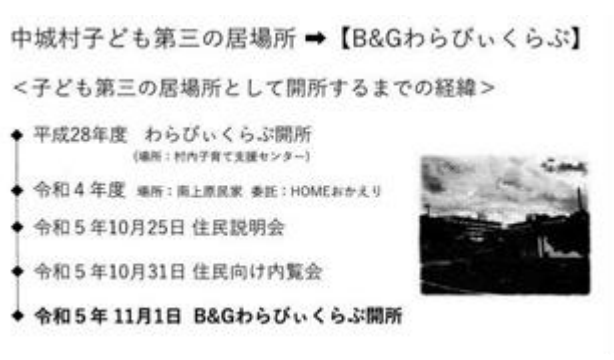
●第1日 沖縄県与那原町 「役場新庁舎の在り方について」



●第2日 ㈱オキジモ（※沖縄県南風原町所在法人） 「ライドシェアについて」



●第3日 沖縄県中城村 「子ども第三の居場所について」



退屈な移動を楽しいドライブに。

女性専用ライドシェア

Wely



サマリー

1. 日本人に馴染みのないライドシェアを「女性専用」の仕組みと、事務局による目視確認の徹底で安心して使いやすくしています。
2. 国土交通省に確認の上、実費計算のロジックを組んでおりクリーンに展開できます。
3. ライドシェアの実証運行を行うことが確定次第、オキジモ！でイベントの告知・ライドシェア実証運行の周知も併せて行います。



ライドシェア参入の背景

- 沖縄県庁と「日本版ライドシェア」に関する実証実験調査を実施

Okijimo



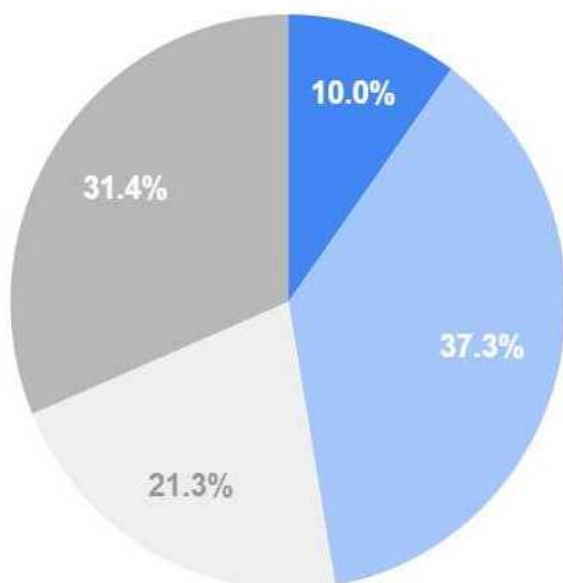
あなたの声をお聞かせください

ライドシェア
アンケート

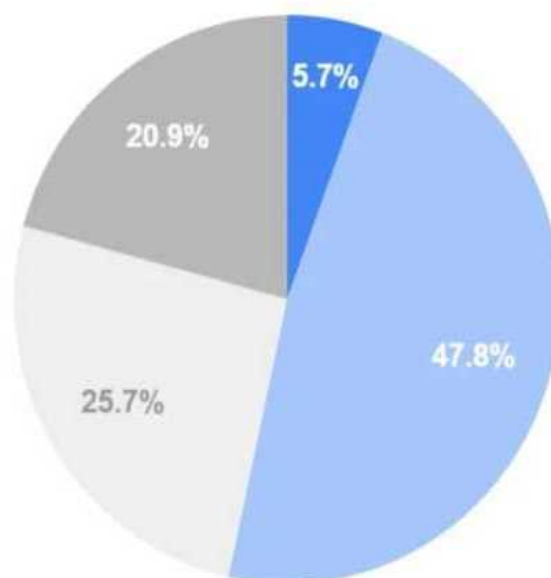


1日で1,074人が回答してくださいました

○ドライバー・利用者共に 約半数が興味を持っている



ドライバー



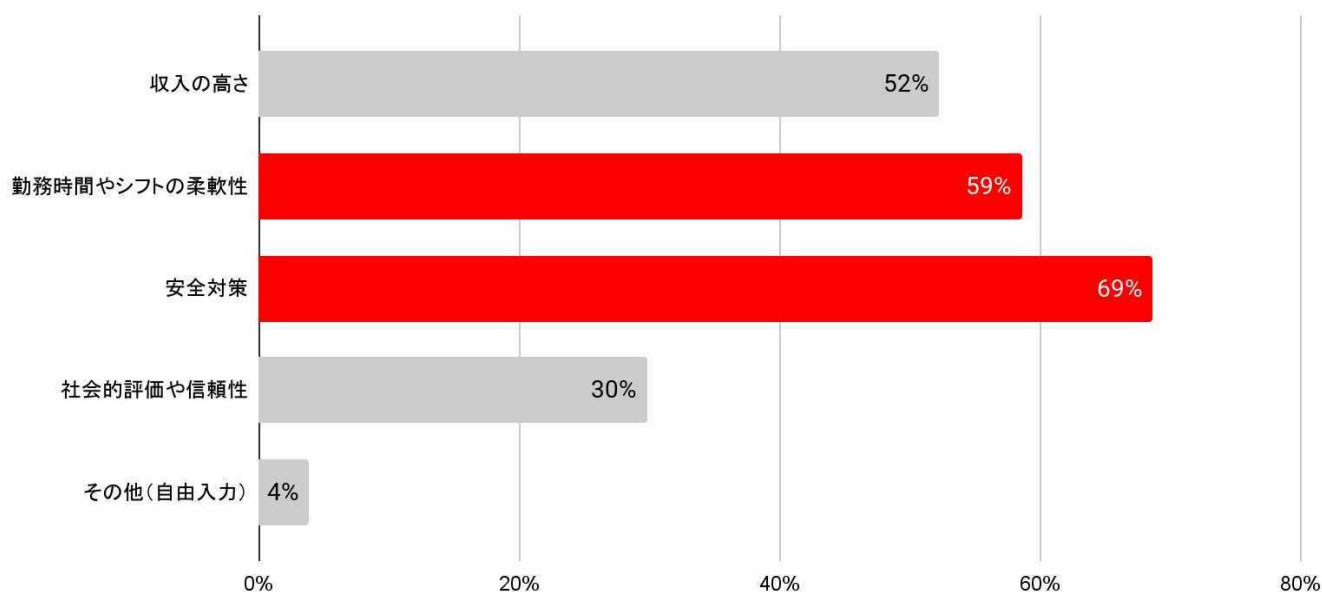
利用者

ライドシェアのメリットと感じる点

1,074

回答(複数選択)	回答数	選択率
移動の便利さと柔軟性	507	47.2%
コスト削減	276	25.7%
地域の交通手段の充実	591	55.0%
環境に優しい	76	7.1%
運転しないで良いのでイベントなどでお酒が楽しめる	430	40.0%
その他(自由入力)	57	5.3%
合計	1,937	

○ドライバー:多くの方が **安全対策と勤務時間の柔軟性** を重視



○日本版ライドシェアの仕組み

	タクシー	ライドシェア	
		日本版	地域版
運転手	プロ (二種免許)	一般の人 (一種免許)	一般の人
車	事業用 (緑ナンバー)	自家用 (白ナンバー)	事業用 (タクシー)
配車	タクシー会社	タクシー会社	タクシー会社
運行管理	タクシー会社	タクシー会社	タクシー会社
報酬	月給	時給	時給
事故時の責任	タクシー会社	運転者個人	運転者個人

- ・運行場所
- ・運行時間
- ・運行台数

制限あり

1. ドライバー・利用者共に **安全に利用** できる仕組み
2. ドライバーが自分のタイミングで **自由に運行** できる仕組み

○ 日本版ライドシェアではできない自由な仕組みを実現する「実費型」

	タクシー	ライドシェア	
		日本版	実費型
運転手	プロ (二種免許)	一般の人 (一種免許)	一般の人
車	事業用	自家用	自家用
運行管理	タクシー会社	タクシー会社	運転者個人
契約	雇用契約	雇用契約必須	なし
時間	自由	早朝や夕方など 事前に決められた時間の み	普段の移動のついでなど 自由に決められる
ドライバー報酬	月給や歩合	時給など	移動にかかる 実費分
利用料	タクシー運賃	タクシー運賃同程度	移動にかかる 実費分

○ 2024年3月に国土交通省が「実費型」の実費対象を拡大

① 無償運送について

国土交通省

○ 無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。

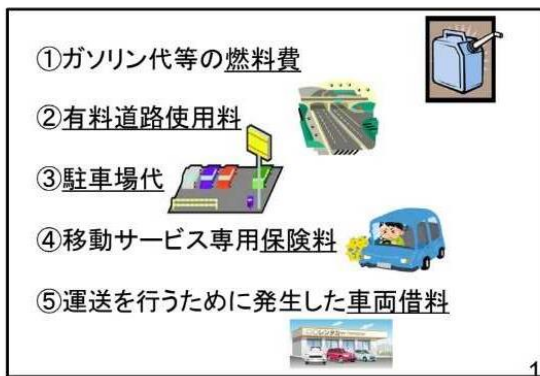
○ 以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

- ① 謝礼の支払い
- ② 実費の請求及び支払い

謝礼の支払い



実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)



出展: 国土交通省

○ 10年前から「実費型」で展開し、約5万人のユーザーを持つ nottecoだが...



notteco (のってこ)、実費受取なら「合法」 経産省がグレーゾーン解消制度で回答

経済産業省は5月18日、自家用車での中長距離の相乗りマッチングサービスの「notteco (のってこ)」について、グレーゾーン解消制度に基づき回答を行い、ドライバーが収受する費用がガソリン代と道路通行料以内であるならば、相乗りをさせるドライバーの行為は道路運送法上の許可や登録は要しないとした。

回答では、当事者が、①道路運送法上の対象外であり、安全・利用者保護の措置が徹底されていること、②事故の責任の所在、③報酬の加入状況——について認識し利用するよう周知されていることが望ましいとしている。

nottecoは、自家用車で長距離を移動する人と車に相乗りして安く移動したいという人をインターネット上でマッチングするサイトとして2007年から運営されていますが、2015年にシェアリングエコノミー協会を運営する株式会社アイスクアの100%子会社となり、会員数を倍増（16年10月現在3万人）させ、北海道札幌市で住民間の相乗り運送の実証実験を行うなど事業の拡大をすすめています。現在は手数料を取らず、同乗者がドライバーに実費範囲内の金額を直接支払う形になっていますが、将来は決済時にシステム利用料として約10%を徴収する予定としています。

今年2月7日の規制改革推進会議で、nottecoの東社代表取締役（ガイアックス出身）が事業内容を説明、道路運送法上の明確化や有償運送の制限緩和などの法改正を要望しました。同氏は、委員からの運輸者が受け取る謝礼についての規制緩和を望んでいるのかとの質問に答えて、「基本的にまずスタンスとしては、弊社としてもライドシェアの会社なので、もちろん、これが緩和されれば緩和されるほどいろいろなビジネスができるという意味では、もう全面的に自タクを完全解禁が一番やりやすいとは思っています」（前面は）実費で3000円しかなかったところを4000～5000円もらえるようにしていくとか——とし、漢字や注釈に応じて乗せるわけではなく、もともと一人で移動する人の車に乗せるのだから、謝礼をもらっても道路運送法上の事業性はないのではないかと述べています。

シェアリングエコノミーの事業展開をしている企業の照会に「合法」のお墨付きを与える経産省の手法は、ジャストナビを合法としたやり方と同一のもので、nottecoは事業拡大が加速化することが予想されます。今回の経産省の回答では、ドライバーが受け取れるのは実費の範囲内という条件になっていますが、今後、規制改革推進会議が一定の範囲内の謝礼の規制緩和などを求める可能性もあります。

（規制改革推進会議 会議情報＝2017.2.7 第10回を参照）

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/meeting.html>

出展: 経済産業省

nottecoとは？

nottecoは「安く移動したい人」と「実費（ガソリン代・有料道路使用料等）を節約したいドライバー」をつなげる日本最大の相乗りマッチングサービスです。2007年にサービスを開始し、現在、40,000人以上の会員を有しています。



会員数40,000人突破、年間7,000ドライブ登録

(2017年3月時点)

出展: notteco <https://notteco.jp/>



「Wely」について



Okijimo

＼国内初／※1
女性専用
ライドシェア

ウェリィ
Wely

ご利用には性別を確認できる書類の提出が必要です。
※1 当社調べ 2024年5月時点



移動がもっと楽しくなる

お互いの目的地でマッチング



Welyはなぜ女性専用なの？

「女性ドライバーをする場合、男性客を乗せることに抵抗がある。」

「連れ去りなどの犯罪等の懸念がある。」

「性犯罪が増えそう」

「女性への性被害の不安」

リアルな声です。

Welyはなぜ女性専用なの？

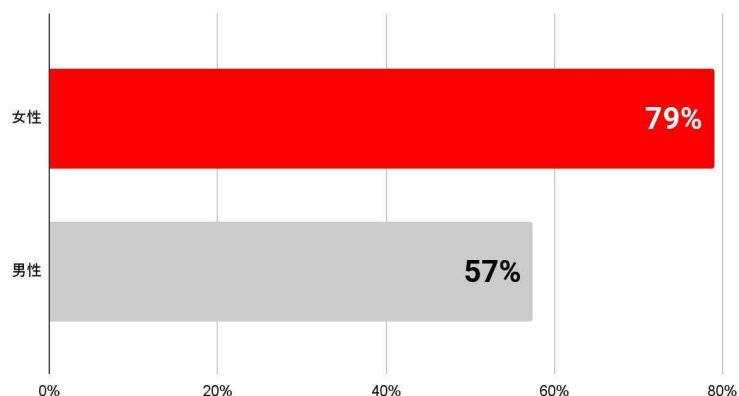
3000件

2017年2,936件、2018年3,045件、2019年2,826件、2020年998件(コロナ渦)
米Uber Technologies発表「[Uber US Safety Report](#)」より、Uber利用に関連する性犯罪件数

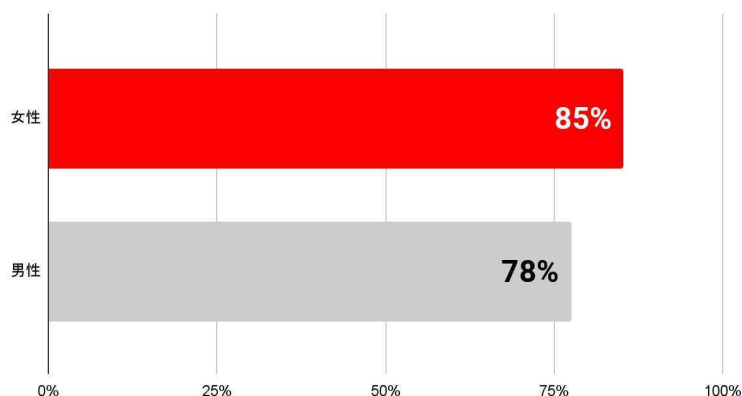
Welyはなぜ女性専用なの？

特に女性の方が不安を感じていましたので
まずは安心していただくために、女性専用としました。

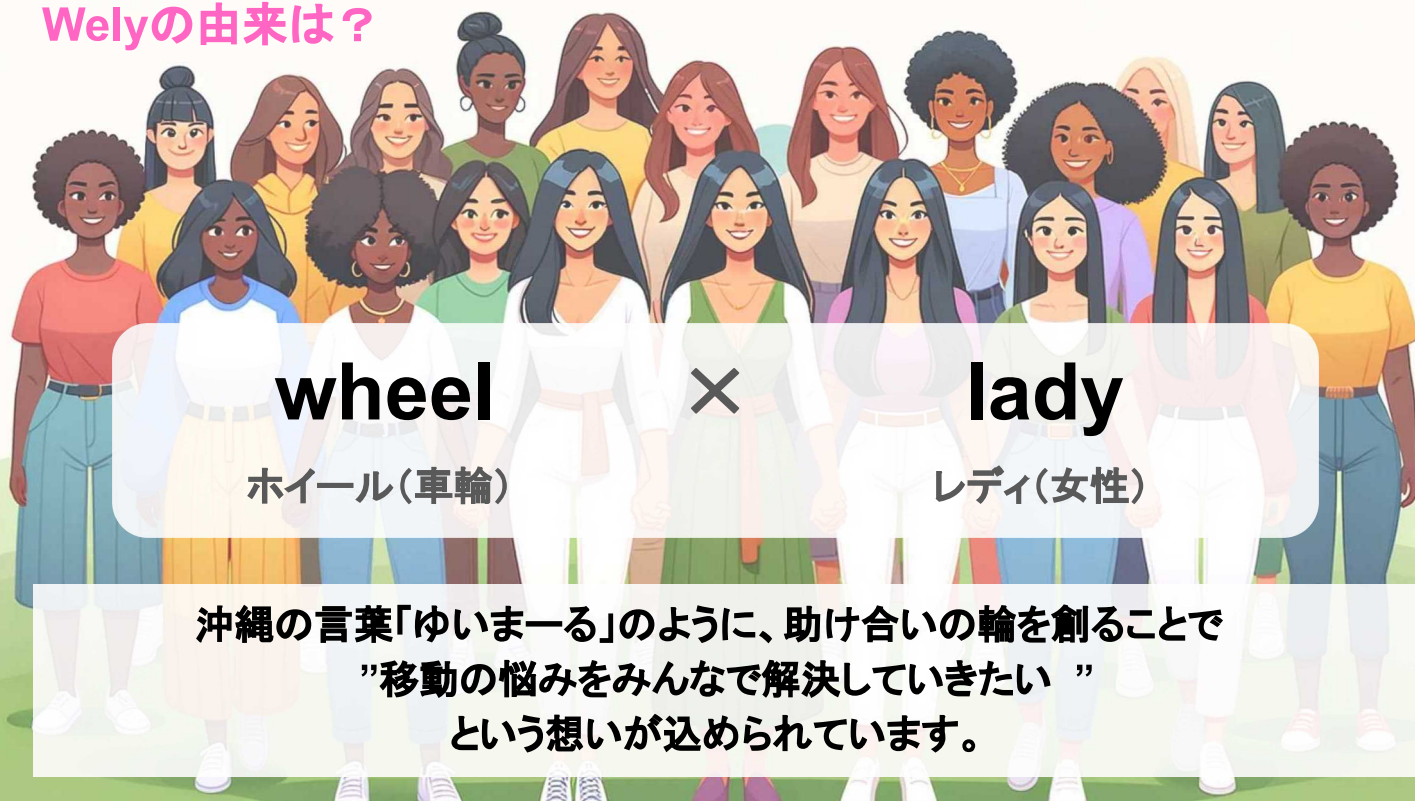
ドライバーとして重視する点(安全対策)



同乗者として、安全性に対する不安がある



Welyの由来は？



Welyのここがすごい！

ポイント①

サポートが充実で
ドライバーも同乗者も安心して利用できる！

身分証明書のアップロード必須！！



本人確認書類は事務局
が目視でチェック！！



事前にお互いの評価を
見て判断できる！



Welyのここがすごい！

ポイント②

移動にかかる実費シェア！
だから使えば使うほどお互いに節約できる

高いガソリン代も
シェアで節約！！



高速料金や排気量毎の
燃費も反映される！！



移動実費の計算が自動
で楽ちん！！



Welyでコストカット！

Welyでは、以下の実費を計算して同乗者に請求します。同乗者に請求された実費費用については月末締めでドライバーに送金されます。※1

1. ガソリン代等の燃料費
2. 有料道路使用料
3. 移動サービス専用保険料

・ Welyは、国土交通省「道路運送法の許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」に基づいて運営しています。
 ・ 無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。
 ※1 本資料と利用規約の内容に相違がある場合は利用規約の内容を正とします。

20km移動した場合…



Wely

¥543

- ・ 普通自動車（～1300cc）
- ・ 高速料金210円含む場合

タクシー

¥5,373

- ・ 高速料金210円含む場合

○ドライバー

毎月 **21,720円** の節約！

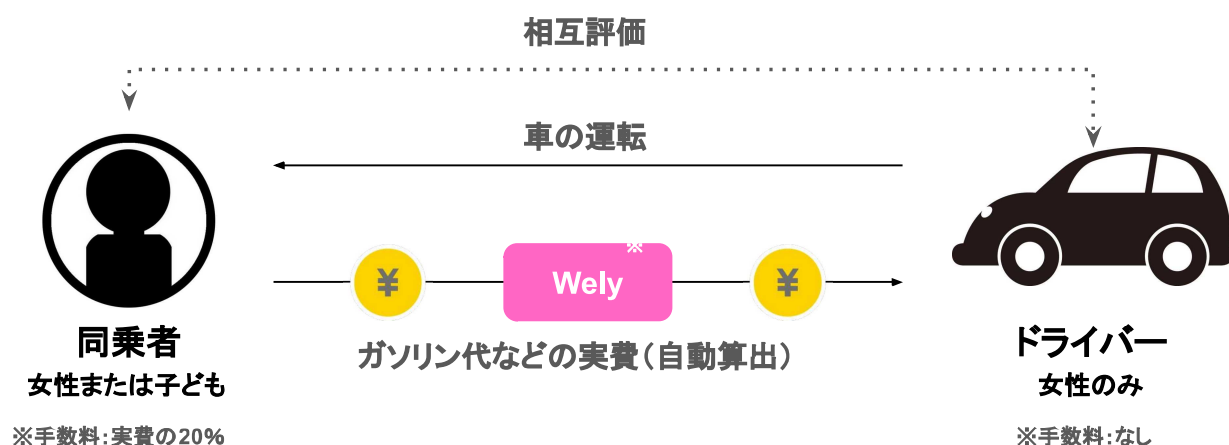
○同乗者

毎月 **193,200円** の節約！

Welyを月20日往復利用すると



Welyの仕組み



¥1145

- 募集金額の内訳
- 移動実費 954円
- Wely手数料 191円 (20%)
- ※移動実費の費用に関してはマイページより振込申請ができます

Wely利用者の声

Wely利用者の嬉しい声、続々と



話がはずんで楽しみながら目的地まで行けました！

29歳 ドライバー 那覇から美浜まで

同乗者さんはとても話やすく、遅れてしまっかなり申し訳なかったですが、話がはずんで楽しみながら目的地まで行けました。やり取りを直接行うことが出来たので、合流までもスムーズで、その後の決済までも分かりやすくてよかったです。



色々お話もできて目的地まで楽しい時間を過ごせました！

36歳 同乗者 那覇から美浜まで

運転も丁寧で安心して乗ることができました！色々お話もできて目的地まで楽しい時間を過ごせました。また利用させていただきます🙏🌟



愛嬌のある方で、運転も丁寧な方でした！

49歳 同乗者 那覇から沖縄市まで

愛嬌のある方で、運転も丁寧な方でした。感謝します😊 またぜひ利用させていただきます！ 有難う御座いました🙏

2024年11月 テスト版提供開始！

Wely

どこから乗りますか？ どこまで乗りますか？

ドライブ検索 リクエスト検索

最新のドライブ

 レイ-さん ★5.0 -Rating 本人確認書類提出済み 1人あたり募集金額 ¥3,000~4,000 同乗人数 1/3	2024/05/23-15:30 大阪府大阪市 → 東京都世田谷区 大阪府大阪市 東京都世田谷区 車:BMW 523d	詳細 コンタクト
 レイ-さん ★5.0 -Rating 本人確認書類提出済み 1人あたり募集金額 ¥3,000~4,000 同乗人数 1/3	2024/05/23-15:30 大阪府大阪市 → 東京都世田谷区 大阪府大阪市 東京都世田谷区 車:BMW 523d	詳細 コンタクト
 レイ-さん ★5.0 -Rating 本人確認書類提出済み 1人あたり募集金額 ¥3,000~4,000 同乗人数 1/3	2024/05/23-15:30 大阪府大阪市 → 東京都世田谷区 大阪府大阪市 東京都世田谷区 車:BMW 523d	詳細 コンタクト

16:12

ドライバー一覧ページ

Wely

ゆいの 2024-10-31 19:00
★3.7
本人確認書類提出済み

那覇市役所 → 辺戸岬

発 那覇市役所
着 辺戸岬

車:ホンダ フリード 7人...

¥1204 - 1204
1人あたり募集金額

1/1
同乗人数

詳細 リクエスト送信

ニモ 2024-11-01 00:00
本人確認書類提出済み

テスト協力希望の方
80%

事前登録者数 200名超

解決できる社会課題

1. シングルマザー、子どもの貧困問題
2. 交通渋滞の緩和
3. 交通事故の減少
4. 公共交通機関の利用率向上
5. 国内観光客の増加・回遊性向上
6. 訪日観光客の観光消費金額向上

退屈な移動を
楽しいドライブに。

女性専用ライドシェア

Wely



令和6年度 環境・観光産業常任委員会所管事務調査

実施日 令和6年10月8日（火）～10月10日（木）

●第1日 和歌山県白浜町

「ワーケーションとサテライトオフィスについて」



●第2日 大阪府泉南市

「りんくう公園整備事業について」



●第3日 大阪府高石市

「スポーツ振興くじを利用した公共施設整備について」





泉南市ホームページ掲載資料より抜粋

hana-emi | 花笑み・せんなん

泉南りんくう公園用地



大阪府（府営公園用地）



泉南市（無償で借受け）



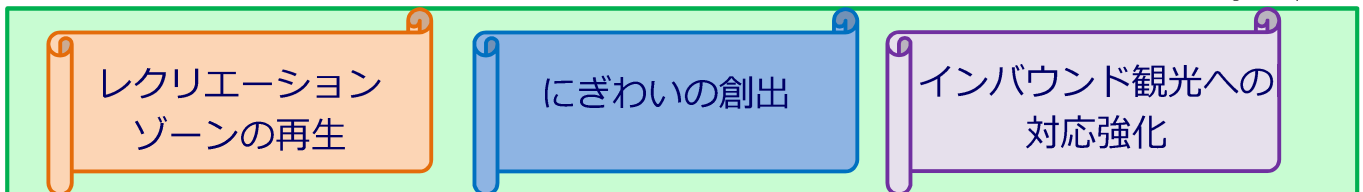
市営公園として整備



出典：Google map

(1) 事業の目的

民間の資金、企画力、経営及び技術的能力を最大限活用し、魅力ある都市公園の運営を実現することを目的として、公園を整備し、その維持管理・運営を行う。



(1) 事業の目的

①基本方針

『泉南市の魅力があふれるにぎわい・交流拠点の創出』

- りんくう公園の立地を活かした、観光・レクリエーションの拠点となる公園の構築
- 美しく快適で、市民が集うやすらぎのある憩い空間の形成
- 新鮮な農産物や海産物などの食をはじめとする「せんなんブランド」の発信と交流の促進

市は、都市公園としての公共性に十分配慮され、民間事業者の創意工夫により魅力的な公園の整備・運営が実現することを期待

②市が想定したりんく公園のイメージ

- ・市は、本公園に関して、マリンスポーツをはじめとする立地を活かしたスポーツを楽しむことができる運動施設、キャンプ場、バーベキュー広場、にぎわいのある飲食施設及び特産品を取り扱う売店などの施設を有する公園をイメージ
- ・このイメージにとらわれず、創意工夫を凝らし、公園の新たな可能性を示唆する提案を期待



マリンスポーツ



バーベキュー



飲食施設



売店



出典：Google map

泉南市ホームページ掲載資料より抜粋

hana-emi | 花笑み・せんなん

(2) 事業のスキーム

①事業方式

- ・本事業は、PFI法第14条第1項の規定に基づくPFI事業
- ・市が設定する都市公園の敷地内に、PFI事業者が本公園を整備（施設の設計・建設）し、事業期間中、本施設を所有して維持管理及び運営を行い、事業終了後に本公園の管理者である市に所有権を移転する**BOT（Build-Operate-Transfer）方式**及び事業終了時に整備した施設を撤去する**BOO（Build-Own-Operate）方式**により実施
- ・PFI事業者がBOT方式及びBOO方式により整備、維持管理及び運営を行う公園施設を含む敷地については、市がPFI事業者に事業期間終了まで設置管理許可を付与
- ・大阪府から無償で市が借り受けた公園用地を事業者が無償で貸付（設置管理許可の付与）し、市費を一切投入せず、民間資金により都市公園を整備し、維持管理・運営を実施する独立採算型事業

②事業期間

- ・本事業の事業期間は、事業契約の効力を得る日から**10年以上30年以下の期間で、事業者の提案**による

(2) 事業のスキーム

③PFI事業者の主な収入と費用負担

- PFI事業者の提案により整備する公園施設（任意施設）を運営することにより得られる収入
- 市が設置することを要求する公園施設（必須施設）に利用料金を設定し、公園利用者が独占して利用する場合に徴収する利用料金
- 本公園のネーミングライツを再付与した第三者から得られる対価

PFI事業者は、以上の収入を収受し、**事業に関わる全ての費用を負担する（独立採算型事業）**

必須施設(BOT方式)の例

任意施設(BOO方式)の例



④PFI事業者が支払う使用料

市が、PFI事業者に設置管理許可を与えることにより発生する使用料については、**事業期間中は無償**

⑤税制上の優遇措置

市は、PFI事業者が、BOT方式及びBOO方式で設置する公園施設（家屋）の**固定資産税及び都市計画税について、10年間、PFI事業者が実質負担のない措置**を講ずる

(2) 事業のスキーム

⑥公園施設の建築面積の緩和

○より魅力ある公園の創出を目指し、泉南市都市公園条例を改正し、公園施設として設けることができる**建築物の建築面積の上限値を2%から5%に変更**

都市公園 条例	許容建築 面積の 基準上限	許容建築 面積(a)	既存施設の 建築面積(b)	残余許容 建築面積 (c=a-b)	本事業での 許容 建築面積
改正前	2 %	5,251㎡	942㎡	4,309㎡	4,000㎡
改正後	5 %	13,129㎡	942㎡	12,187㎡	12,000㎡

(3) 事業の内容

設計業務	設計業務は、要求水準及び市とPFI事業者の間で合意した提案内容（以下、「提案内容等」という。）を満たし、本事業の目的及び基本方針に合致した公園施設を設計
建設業務	建設業務は、要求水準及び提案内容等を満たし、本事業の目的及び基本方針に合致した公園施設を建設
工事監理業務	工事監理業務は、要求水準及び提案内容等を満たし、本事業の目的及び基本方針に合致した公園施設が建設されるよう、工事監理を実施
維持管理業務	維持管理業務は、本公園の供用開始から事業期間終了まで、公園利用者が安心・安全・快適に公園施設を利用できるように、公園施設の機能及び性能を維持
運営業務	運営業務は、本公園の供用開始から事業期間終了まで、公園利用者が集い、やすらぐことのできる憩いの空間を運営するとともに、海辺の立地を活かした観光・レクリエーションの拠点として、泉南市の魅力があふれるにぎわい・交流を創出

市は、モニタリングを実施

(7) 泉南りんくう公園（SENNAN LONG PARK）現況

アクティビティエリアから俯瞰



(7) 泉南りんくう公園 (SENNAN LONG PARK) 現況

グランピング施設

マルシェ



BBQ施設



キャンプ場



合宿施設 (天然温泉)



飲食施設

泉南市ホームページ掲載資料より抜粋

庁舎のあり方に向けたこれまでの経過について

年 月	主 な 内 容
平成 29 年 3 月	湯河原町公共施設等総合管理計画を策定 ・町の所有する庁舎や学校などの公共施設と道路や橋りょうなどのインフラ施設を対象として、持続可能で適正な施設規模や予防保全による財政負担の軽減を図ることを目的とする。
令和 3 年 3 月	湯河原町公共施設個別施設計画を策定 ・公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理運営の基本方針を踏まえ、令和 3 年度から 10 年間の維持保全のロードマップを策定し、各施設の具体的な方向性を定めた。
令和 4 年 3 月	湯河原町公共施設等総合管理計画を改定 ・令和 2 年度までに策定された公共施設個別施設計画を反映させ、対策内容の見直し、更新を図る。
令和 5 年 1 月	湯河原町庁舎のあり方検討基礎調査業務委託 ・湯河原町公共施設個別施設計画及び湯河原町公共施設等総合管理計画では、役場庁舎のあり方を検討するとしたことを背景とし、本調査では、庁舎の再整備に向けて今後の役場庁舎のあり方について、議論の出発点とすることを目的とした。
令和 5 年 6 月	公の施設等整備調査特別委員会 ・湯河原町庁舎のあり方検討基礎調査業務委託について報告
令和 5 年 9 月	公の施設等整備調査特別委員会（湯河原町庁舎のあり方） ・近隣自治体の新庁舎整備状況について
令和 6 年 6 月	公の施設等整備調査特別委員会（湯河原町庁舎のあり方） ・令和 6 年度事業内容及びスケジュール及び湯河原町庁舎のあり方に関するアンケート項目について
令和 6 年 8 月	湯河原町役場庁舎のあり方に関するアンケート調査を実施 ・町内在住の 18 歳以上、1,000 人を対象に実施した。
令和 6 年 9 月	公の施設等整備調査特別委員会（湯河原町庁舎のあり方） ・基本構想策定の検討体制及び整備事業の実施手順について
令和 6 年 12 月	公の施設等整備調査特別委員会（湯河原町庁舎のあり方） ・湯河原町庁舎のあり方に関するアンケート調査報告書について
令和 7 年 1 月 令和 7 年 2 月	湯河原町役場庁舎のあり方に関するアンケート結果報告会を実施 ・町内 10 地区で報告会を開催した。
令和 7 年 3 月	第 1 回湯河原町新庁舎整備検討委員会を開催

宿泊税検討状況について

1 概要

観光施策を継続的に実施していくことを目的とした観光財源の確保として「宿泊税」導入を検討するに当たり、湯河原町宿泊税検討委員会を設置し議論を進めるほか、事業者向けアンケートや説明会等を実施

2 宿泊税検討経過

(1) 第1回宿泊税検討委員会

宿泊税導入を検討するにあたり、第1回湯河原町宿泊税検討委員会を開催

開催日：令和6年10月30日（水）

委員：10名（出席者7名）

議題：ア 宿泊税検討経緯について
イ 宿泊税の使途について
ウ 宿泊税制度設計について
エ アンケート（案）について

(2) 湯河原町宿泊税検討に関する説明会

宿泊事業者を対象に、町の宿泊税検討状況について説明会を開催

開催日：令和6年12月11日（水）

参加者：19名

議題：ア 宿泊税導入経緯について
イ 先行導入自治体の状況
ウ 湯河原町における宿泊税の使途
エ 宿泊税の仕組み
オ スケジュール

(3) 宿泊事業者アンケート

宿泊税に関するご意見や検討の基礎情報の把握を目的に、町内の宿泊施設を対象にアンケートを実施

実施日：令和6年12月11日（水）～令和7年1月17日（金）

回答数：16件

項目：施設の基礎情報、宿泊料金区分毎の宿泊者数、宿泊税の使途、税額設定、宿泊者数減少への影響、課税免除、準備期間、想定負担、必要な支援、その他意見

(4) 宿泊者アンケート

宿泊税に関するご意見や検討の基礎情報の把握を目的に、町内の宿泊施設に宿泊した方を対象にアンケートを実施

実施日：令和6年12月11日（水）～令和7年1月6日（月）

回答数：35件

項目：宿泊者の基礎情報、来訪目的、どなたと来訪したか、来訪回数、滞在日数、宿泊料金、湯河原を選んだ理由、宿泊税を知っているか、宿泊税の使途、宿泊税による影響、支払っても良い税額、その他意見

(5) 第2回宿泊税検討委員会

事業者アンケート等の結果に基づき、第2回湯河原町宿泊税検討委員会を開催

開催日：令和7年1月29日（水）

委員：10名

議題：ア 宿泊税導入に関するアンケート結果等について

イ 湯河原町宿泊税制度（案）について

ウ 湯河原町宿泊税検討委員会報告書について

【委員からの主な意見】

ア 宿泊税導入に関するアンケート結果等について

- ・アンケート結果について、旅館組合へフィードバックを検討したほうがよい。
- ・回答数16件は少ないが、回答結果は湯河原町の旅館の縮図になっていると思う。
- ・閑散期のアンケートや町に来ない方にもアンケートできれば。
- ・アンケート回答数が足りなければ、もう一度実施してもよい。
- ・入湯税、宿泊税はこういうものに使われていると示していく。税金が足りないからではなく、皆でやっていくといったスタンスがよい。
- ・人口が減少し、地方交付税も減っていく。歳入が減るので、観光振興どころではなくなってしまう。危機感は事業者や住民で共有する必要がある。
- ・入湯税との兼ね合いで、揉めている自治体もある。入湯税がどうなっているかに関して、説明が必要

イ 湯河原町宿泊税制度（案）について

- ・入湯税を撤廃して宿泊税に一本化することも検討するべき。
- ・民泊も含め徴収することはクリアになっている。
- ・入湯税、宿泊税の使途を明示するべき。
- ・入湯税を支払っている方は、その分宿泊税を少なくする。入湯税を負担していない方はその分多く負担してもらいたい。
- ・税額、税率についてはもう少し議論を詰めるべき。
- ・検討のプロセスや判断はまとめておくことが大事。今後制度を見直す際にも重要となる。
- ・課税免除は熱海市と合わせたほうがよい。熱海市と差をつけると、熱海市に流れてしまうこともある。
- ・課税免除は、入湯税と取っている施設は同じ基準で、入湯税を取っていない民泊等、課税免除を設けないほうがやりやすいのではないかな。

写真

議会報告会（防災コミュニティセンター205 会議室）



意見交換会（防災コミュニティセンター）

Aグループ（202 会議室）



Bグループ（203 会議室）



Cグループ（204 会議室）



Dグループ（206 会議室）



参 考 資 料

タイムスケジュール

●議会報告会

時 間		内 容
18:00 ～ 18:05	5 分	開会（議運委員長）
		あいさつ（議長）
18:05 ～ 18:45	20 分	総務文教・福祉常任委員会所管事務調査報告
		1 沖縄県与那原町 「役場新庁舎の在り方について」 2 (株)オキジモ 「ライドシェアについて」 3 沖縄県中城村 「子ども第三の居場所について」 （質疑）
18:45 ～ 18:50	20 分	環境・観光産業常任委員会所管事務調査報告
		1 和歌山県白浜町 「ワーケーションとサテライトオフィスについて」 2 大阪府泉南市 「りんくう公園整備事業について」 3 大阪府高石市 「スポーツ振興くじを利用した公共施設整備について」 （質疑）
18:45 ～ 18:50	5 分	アンケートのお願い（議運委員長）
		閉会あいさつ（副議長）

●意見交換会 ※参加者と議員を4つのグループに分けて実施

18:55 ～ 19:35	50 分	テーマ：役場庁舎について、宿泊税について、その他
------------------	------	--------------------------

役 割 分 担

開会（司会進行）	松井一寿 議会運営委員長
あいさつ	村瀬公大 議長
総務文教・福祉常任委員会報告	室伏寿美夫 委員長
環境・観光産業常任委員会報告	石井 温 委員長
記 録	渡辺久子 議員・上田尚彦 議員
閉 会	善本真人 副議長
意見交換会のグループ	Aグループ（司会：村瀬 議員） （記録：笠原 議員） 笠原 議員・渡辺 議員・村瀬 議員・ 土屋議員 Bグループ（司会：善本 議員） （記録：早乙女 議員） 早乙女 議員・善本 議員・山本 議員 Cグループ（司会：松野 議員） （記録：上田 議員） 上田 議員・松野 議員・室伏 議員 Dグループ（司会：熊谷 議員） （記録：貴田 議員） 貴田 議員・熊谷 議員・石井 議員・ 松井 議員